

2020年12月14日

(配布先)

施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
設備部長・安全長・安全主任
S・BLC関西支社
関西支店取引業者災害防止協議会

関 西 支 店
安全環境部長

【紙回覧】高所作業車取扱いルールの再徹底について(要請)

安全環境本部安全部長の要請により、表題の事務連絡を発行します。

過日、他支店の再開発事業作業所において、ブームを伸長したまま走行している高所作業車のキャタピラに足を轢かれ、右足踵骨骨折・剥離骨折、右足挫創(22針縫合)を受傷するという災害が発生しました。(内容は別紙参照)

高所作業車の使用については、弊社の安全衛生管理標準「第2編 仮設工事安全管理第2章 機械 第8節 高所作業車」に取扱い注意事項を定めており、「作業床を上昇させたまま走行しないこと」としています(ブーム式高所作業車を走行させる場合は作業用ゲージを走行に支障のない最も低い位置にしてください)。

つきましては、高所作業車の使用にあたっての災害防止のため、安全衛生管理標準に定めるルールを作業所関係者に再徹底させてください。

以 上

(配布先)
部門安全環境部長

事務連絡 20-44
令和2年12月9日

安全環境本部
安全部長

高所作業車取扱いルールの再徹底について(要請)

先日、当社再開発事業作業所において、ブームを伸長したまま走行した高所作業車のキャタピラに足を轢かれ、右足踵骨骨折・剥離骨折、右足挫創(22針縫合)を受傷するという災害が発生しました。

外壁PC版巻き上げ用のチェーンブロックを3階スラブ下に取り付ける作業において、高所作業車のブームを伸ばしたが届かなかったため、ブームを伸長した作業用ケーシング内で運転していた鳶工が、その状態で高所作業車を前進させたところ、この作業を見上げていた同僚の右足をキャタピラで轢いてしまったというものです。

現地調査によると、この作業では高所作業車の周囲に立入禁止措置がなく、運転者も走行前に周囲の確認をしなかったということが判明しました。

高所作業車の使用については、下記の通り安全衛生管理標準「第2編 仮設工事安全管理第2章 機械 第8節 高所作業車」に取扱い注意事項を定めており、「作業床を上昇させたまま走行しないこと」としてあります(ブーム式高所作業車を走行させる場合は作業用ゲージを走行に支障のない最も低い位置にしてください)。

つきましては、高所作業車の使用にあたっての災害防止のため、安全衛生管理標準に定めるルールを作業所関係者に再徹底するよう要請します。

記

高所作業車取扱い注意事項

NO. 号機

1. 始業前に機械の点検をすること。
2. 運転は指名された有資格者が行うこと。
3. 傾斜地及び軟弱な場所で使用しないこと。
4. 安全帯のフックを手摺に掛けて作業すること。
5. 積載荷重を厳守すること。
6. 手摺を除外したり上に乗って作業しないこと。
7. 作業車を使って物の吊上げ、押上げをしないこと。
8. 作業床に無理な水平力がかからないようにすること。
9. 作業床を上昇させたまま走行しないこと。
10. 作業終了時はキーを外して保管すること。

使用会社	
運転者	正
	副
作業指揮者	

最大 積 載 荷 重		kg
最大 作 業 床 高 さ		m

以 上